

公 告

田辺市立地適正化計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和7年7月9日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- (1) 業務名 田辺市立地適正化計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「田辺市立地適正化計画策定業務特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月15日まで

2 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (3) 本プロポーザル方式の公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (6) 令和7年度田辺市工事等入札参加者登録名簿の営業種目が「建設コンサルタント―都市計画」で登録されている業者又は令和7年度田辺市物品等に係る入札参加資格者登録名簿の営業種目が「各種計画策定・各種調査」で登録されている業者であること。
- (7) 和歌山県内に本社又は、営業所を有すること。
- (8) 本業務と同種の業務（※）の実績を有すること。

※同種の業務とは、令和7年4月1日から過去5年の間において、地方自治体等から立地適正化計画の策定業務（基礎調査、誘導区域・誘導施策・目標値の検討、計画案とりまとめを一連の業務として行ったもの。都市計画マスタープランの一

部として策定したものを含む。)を受託し、令和7年3月31日までに完了したものとする。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和7年7月9日から令和7年7月31日まで

(2) 交付方法 田辺市役所都市計画課 ホームページ

URL : https://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/Ritteki_Proposal.htm

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市建設部都市計画課計画整備係

電 話 0739-26-9937

F A X 0739-25-6016

e-mail toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp